様式

委員会規則第４条第１項に基づく届出書

平成28年9月23日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	大阪府
3. 市区町村名	忠岡町
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	113-4-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.town.tadaoka.osaka.jp/?ka_details=%e3%83%9e%e3%82%a4%e3%83%8a%e3%83%b3%e3%83%90%e3%83%bc%e5%88%b6%e5%ba%a6%ef%bc%88%e7%a4%be%e4%bc%9a%e4%bf%9d%e9%9a%9c%e3%83%bb%e7%a8%8e%e7%95%aa%e5%8f%b7%e5%88%b6%e5%ba%a6%ef%bc%89%e3%81%ab%e3%81%a4-

執行機関名　忠岡町教育委員会

知事等（教育委員会）が行う幼稚園就園奨励費の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	忠岡町私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則（昭和51年忠岡町教育委員会規則第1号）に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		忠岡町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例　別表第1　教育委員会の欄 忠岡町私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則（昭和51年忠岡町教育委員会規則第1号）に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第1条	忠岡町私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則（昭和51年教育委員会規則第1号）第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条　この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	第一条　この規則は、幼稚園教育の普及と充実を図るため、私立幼稚園の設置者（以下「設置者」という。）が入園料及び保育料（以下「保育料等」という。）の減免を行う場合に交付する補助金について必要な事項を定めることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		忠岡町私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則（昭和51年教育委員会規則第1号）